

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について

(令和7年度第一次補正予算：危険なバス停対策事業、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト等)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後(案)	改正前
<p><u>附 則（「国総地第203号、国自旅第167号」）</u></p> <p><u>第1条 この要綱の改正は令和7年度第一次補正予算から施行する。</u></p> <p><u>（危険なバス停対策事業）</u></p> <p><u>第2条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、令和7年度第一次補正予算に限り、全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組（以下「危険なバス停対策事業」という。）を支援するため、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</u></p> <p><u>（補助対象期間の始期）</u></p> <p><u>第3条 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、令和7年12月16日とする。</u></p>	<p>（新設（参考：令和6年度補正予算））</p> <p>附 則（「国総地第158号、国自旅第258号」）</p> <p>第1条 この要綱の改正は令和6年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（危険なバス停対策事業）</p> <p>第2条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、令和6年度第一次補正予算に限り、全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組（以下「危険なバス停対策事業」という。）を支援するため、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（補助対象期間の始期）</p> <p>第3条 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、令和6年12月17日とする。</p>

(補助対象事業等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 危険なバス停対策事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第17-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第17-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算し

(補助対象事業等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 危険なバス停対策事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第17-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第17-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算し

て30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第17-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第17-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第17-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、附則第7条第1項又は附則第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

て30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第17-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第17-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第17-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、附則第7条第1項又は附則第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第17-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第17-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前項第1項本文の規定による完了実績報告書を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第17-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第17-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行うとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第17-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第17-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前項第1項本文の規定による完了実績報告書を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第17-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第17-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行うとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第17-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

附 則 (国総地第203号、国鉄都第88号、国鉄事第580号、国自旅第167号、国自技環第186号、国海内第179号、国空事第1105号)

第1条 この要綱の改正は、令和7年度第一次補正予算から施行する。

(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)

第2条 大臣は、令和7年度第一次補正予算に限り、全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた地域の取組の立ち上げ支援や地域の多様な関係者の連携・協働や複数の主体による共同化・協業化を通じた運送サービ

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第17-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(新設 (参考：令和6年度補正予算))

附 則 (「国総地第172号、国自旅第291号」「国総地第11号、国自旅第3号)

第1条 この要綱の改正は、令和6年度第一次補正予算から施行する。

(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)

第2条 大臣は、令和6年度補正予算及び令和7年度予算に限り、「交通空白」の早期解消・持続可能な地域交通の実現に向け、地域のくらしと一体として捉え地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」や、「交通

スの提供、地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、事業者・事業種の連携・協働により、デジタル技術を活用した高度サービスの実装の取組（以下「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」という。）を行う者に対し、この条から附則第5条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第5条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(定義)

第3条 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトとは、次に掲げる事業をいう。

一 「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやAIオンデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、商業・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援する事業（以下「『交通空白』解消タイプ」という。）

二 複数の地方公共団体や交通事業者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化等も通じた連携の取組により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する取組を支援する事業（以下「共同化・協業化促進タイプ」という。）

三 「交通空白」解消に向け、地方公共団体職員におけるモビリティデータの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案および交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための組織や専門人材を活用した体制の整備、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を支援する事業（以下「モビリティ人材・組織育成タ

空白」の早期解消に向けた地域の取組の立ち上げ支援のほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」を図る事業や、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するMaaS(Mobility as a Service)の取組（以下「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトという。）を行う者に対し、この条から附則第5条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(定義)

第3条 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトとは、次に掲げる事業をいう。

一 地方創生の柱である交通サービスの維持向上を目的として「交通空白」の課題がある地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェア、AIオンデマンドバスや乗合タクシー等を導入する事業（以下「『交通空白』解消緊急対策事業」という。）

二 官民・交通事業者間・他分野など複数の主体の「共創」（連携・協働）による取組みや「共創」を支える仕組みの構築を支援する事業（以下「共創モデル実証運行事業」という。）

三 地域交通を軸とした「共創」の取組みの促進・普及に向け、モビリティ人材の育成に関する仕組みの構築・運営を支援する事業（以下「モビリティ人材育成事業」という。）

イプ」という。)

四 事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を支援する事業（以下「地域交通 DX 推進タイプ」という。）

(補助対象事業等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第5条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトにおける補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

(準用規定)

第5条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和5年3月28日付国総地第120号）第4条から第20条までの規定は、第2条の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトを行う場合において準用する。

四 複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供するサービスである MaaS を推進する事業（以下「日本版 MaaS 推進・支援事業」という。）

(補助対象事業等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第5条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトによる地域交通形成支援事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

(準用規定)

第5条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和5年3月28日付国総地第120号）第4条から第20条までの規定は、第2条の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトを行う場合において準用する。

附 則（「国総地第176号、国鉄都第151号、国鉄事第499号、国自旅第295号、国自技環第172号、国海内第209号、国空事第1125号」、「国総地第11号、国鉄都第7号、国鉄事第25号、国自旅第3号、国自技環第5号、国海内第3号、国空事第14号」）

第1条 この要綱の改正は、令和6年度第一次補正予算から施行する。

(交通DX・GXによる経営改善支援事業等)

第6条 大臣は、令和7年度第一次補正予算に限り、附則別表2及び附則別表3、附則別表4に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第25条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第25条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画)

第7条 補助対象事業者は、交通DX・GXによる経営改善支援事業を行うおうとするときは、次に掲げる事項について、別に定めるところにより交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
- 二 事業の経営改善に資する新たな取組
- 三 地方公共団体との連携に関する取組
- 四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組

(交通DX・GXによる経営改善支援事業等)

第2条 大臣は、令和6年度第一次補正予算及び令和7年度予算に限り、附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(補助対象期間の始期)

第3条 交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち、附則別表2に掲げる旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等）に対する支援における補助対象期間の始期は、令和6年12月17日とする。

(交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画)

第4条 補助対象事業者は、交通DX・GXによる経営改善支援事業を行うおうとするときは、次に掲げる事項（自動車分野の人材確保に関する取組にあっては第一号を除く。）について、別に定めるところにより交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
- 二 事業の経営改善に資する新たな取組
- 三 地方公共団体との連携に関する取組

組

五 前各号の取組に見込まれる経費

(補助対象事業等)

第8条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第25条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 交通DX・GXによる経営改善支援事業等（自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及びMa a Sの実装に向けた基盤整備事業を除く。）における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする。

3 自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組における補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする

4 Ma a Sの実装に向けた基盤整備事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第9条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表2又は附則別表3、附則別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組

五 前各号の取組に見込まれる経費

(補助対象事業等)

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 交通DX・GXによる経営改善支援事業等（自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組、Ma a Sの実装に向けた基盤整備事業を除く。）における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

3 自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする

4 Ma a Sの実装に向けた基盤整備事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1又は附則別表2、附則別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第14-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表2及び附則別表3に定める事業を行う場合は、交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表2に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類

イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込等）

ロ 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容

ハ 実証運行により達成しようとする目標

ニ 実証運行の目標達成状況の把握方法

ホ 実証運行に要する経費見込

ヘ 実証運行による収入見込

二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

(交付の決定及び通知)

第11条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第14-2による交付決定通知

(補助金交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第14-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1及び附則別表2に定める事業を行う場合は、交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類

イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込等）

ロ 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容

ハ 実証運行により達成しようとする目標

ニ 実証運行の目標達成状況の把握方法

ホ 実証運行に要する経費見込

ヘ 実証運行による収入見込

二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

(交付の決定及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第14-2による交付決定通知書

書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第14-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第13条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第14-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第15条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第11条第1項又

補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第14-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第14-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第8条第1項又は第10

は第13条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第14-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第14-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。

一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）

二 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組に係る実証運行による効果

三 実証運行の目標達成状況（目標を達成することができなかった場合の要因分析も含む。）

四 実証運行に要した経費

五 実証運行による収入

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場

条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第14-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第14-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。

一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）

二 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組に係る実証運行による効果

三 実証運行の目標達成状況（目標を達成することができなかった場合の要因分析も含む。）

四 実証運行に要した経費

五 実証運行による収入

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合

合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等)

第18条 附則別表3により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第19条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第14-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等)

第15条 附則別表2により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第14-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第21条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しな
ければならない。

(取得財産等の整理)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しな
ければならない。

(帳簿等の保存)

第23条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める
期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了
後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的
に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び
支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにし
ておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理し
て、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しな
ければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得
財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産
等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しな
ければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める
期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後
においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に
従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第25条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(自動運転社会実装推進事業)

第26条 国土交通大臣は、令和7年度第一次補正予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第28条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金返還)

第27条 国土交通大臣は、補助金交付決定時に設定した目標に達しなかったときは、補助金の一部返還を命ずることができる。

(取得財産等の処分の制限)

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(自動運転社会実装推進事業)

第23条 国土交通大臣は、令和6年度第一次補正予算及び令和7年度予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(新設)

(準用規定)

第28条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第3条から第19条までの規定は、前条の自動運転社会実装推進事業を行う場合において準用する。

(バリアフリー化設備等整備事業)

第29条 第74条から第91条に定めるバリアフリー化設備等整備事業は、令和7年度第一次補正予算に限り、本条の規定によることができる。

2 前項による場合、第74条から第91条の規定を準用する。この場合、第74条から第91条中「別表23」は「附則別表5」、第77条中「補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し」は「補助金交付申請書を」と読み替えるものとする。

(補助対象期間の始期)

第30条 前条第1項に定めるバリアフリー化設備等整備事業における補助対象期間の始期は令和7年12月16日とする。

(準用規定)

第24条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第3条から第21条までの規定は、前条の自動運転社会実装推進事業を行う場合において準用する。

(バリアフリー化設備等整備事業)

第25条 第74条から第91条に定めるバリアフリー化設備等整備事業は、令和6年度第一次補正予算に限り、本条の規定によることができる。

2 前項による場合、第74条から第91条の規定を準用する。この場合、第74条から第91条中「別表23」は「附則別表1」、第77条中「補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し」は「補助金交付申請書を」と読み替えるものとする。

附則別表 1 (令和 4 年 2 月 1 5 日改正、令和 7 年 3 月 4 日改正、令和 8 年 2 月 1 3 日改正附則第 3 条第 2 項及び附則第 4 条関連)

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内容	
(1) 自動運転 社会実装推進 事業 (間接補 助)	自動運転によ る地域公共交 通実証調査事 業費	バス等の地 域公共交通サ ービスを自動 運転により提 供しつつ、技術 面、経営面、住 民の受容性の 観点から行う 実証事業に要 する経費	4 / 5
		<u>レベル 4 自 動運転の実装 後、自動運転サ ービスの省人 化向上に資す る技術的課題 解決に要する 経費</u>	<u>2 / 5</u>
	業務管理費	労務費、普及 関連費、外注	4 / 5

附則別表 1 (令和 4 年 2 月 1 5 日改正、令和 7 年 3 月 4 日改正附則第 3 条
第 2 項及び附則第 4 条関連)

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内容	
(1) 自動運転 社会実装推進 事業 (間接補 助)	自動運転によ る地域公共交 通実証調査事 業費	バス等の地 域公共交通サ ービスを自動 運転により提 供しつつ、技術 面、経営面、住 民の受容性の 観点から行う 実証事業に要 する経費	4 / 5
	業務管理費	労務費、普及 関連費、外注	4 / 5

		費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）				費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）	
（２）自動運転 社会実装推進 事業（直接補助）	人件費	補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費	定額	（２）自動運転 社会実装推進 事業（直接補助）	人件費	補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費	定額
	事業費	旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	定額		事業費	旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	定額

1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入れ控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第10—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入れ控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第10—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表 1 (令和 8 年 2 月 1 3 日附則第 4 条第 2 項、第 5 条関連)

危険なバス停対策事業 (補助対象事業者等)

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体、その他大臣が認める者	交通安全上問題のあるバス停留所 (※) の安全対策に要する費用	1 / 2

(注)

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について (令和元年 12 月 13 日付け国自旅第 2 1 0 号) により抽出されたバス停留所

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入れ控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第 1 7—1 1 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表 1 (令和 7 年 1 月 2 1 日附則第 4 条第 2 項、第 5 条関連)

危険なバス停対策事業 (補助対象事業者等)

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体、その他大臣が認める者	交通安全上問題のあるバス停留所 (※) の安全対策に要する費用	1 / 2

(注)

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について (令和元年 12 月 13 日付け国自旅第 2 1 0 号) により抽出されたバス停留所

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入れ控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第 1 7—1 1 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表 1 (令和8年2月13日附則第4条関連)

補助対象経費の区分		補助率
(1) 「交通空白」解消タイプ	イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会開催に要する経費等	2/3 (ただし、当該補助対象経費が500万円以下の部分については定額、交通以外の他分野の関係者が実質的に運行に関わる(人的・物的・金銭的)場合は750万円以下の部分を定額とする。なお、事業実施地域が東京23区及び三大都市圏の政令指定都市の場合については、上記によらず1/3(定額無し)とする。) (上限: 1億円)
	ロ サービス提供のために必要となる輸送施設の導入・改造、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入等に要する経費	
	ハ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費	
	ニ サービス提供に要する経費(人件費(運転手・オペレータ等)、燃料費、通賃費、配車アプリ・運行管理等のシステム運用に係る経費等)	
(2) 共同化・協業化促進	イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会開	2/3 (ただし、当該補助対象経費が1,000万円以下の部分については定額、複数市町村が共同

附則別表 1 (令和7年2月21日附則第3条第2項、第4条関連)

補助対象経費の区分		補助率
(1) 「交通空白」解消緊急対策事業(間接補助事業)	イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等	2/3 (ただし、当該補助対象経費が500万円以下(※)の部分については定額、複数市町村が共同してサービスを実施する場合においては、イに係る部分は500万円を超える場合にあっても定額とする) (上限: 1億円)
	ロ サービス提供のために必要となる車両の導入・改造、配車アプリ等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する経費	
	ハ 実証事業に要する経費	
(2) 共同創モデル実証運行	イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要す	2/3 (ただし、人口10万人未満の自治体については、当該補助対象経費が500万円以下(※))

<u>タイプ</u>	<u>催に要する経費等</u>	<u>してサービスを実施する場合には、イ・ロに係る2,000万円以下の部分について定額とする。)</u> <u>(上限：1億2,000万円)</u>	<u>事業(間接補助)</u>	<u>る経費等</u>	<u>の部分については定額、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市については、1/3)</u> <u>(上限：1億円)</u>
	<u>ロ 輸送資源の共同化の体制構築に係る経費</u>			<u>ロ 地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両導入・改造に要する経費</u>	
	<u>ハ 共同で使用する輸送施設や配車アプリ・運行管理等のシステムの開発・導入に係る経費</u>			<u>ハ 実証事業に要する経費</u>	
	<u>ニ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費</u>				
	<u>ホ 輸送資源を共同活用するサービス提供に要する経費(人件費(運転手・オペレータ等)、燃料費、通信費、配車アプリ・運行管理等のシステム運用に係る経費等)</u>				
<u>(3) モビリティ人材・組織育成タイプ</u>	<u>イ 組織の立ち上げ支援に関する経費</u>	<u>定額</u> <u>(上限：3,000万円)</u>	<u>(3) モビリティ人材育成事業(間接補助)</u>	<u>イ モビリティ人材育成に関する取組実施経費</u>	<u>定額</u> <u>(上限：3千万円)</u>
	<u>ロ 持続的な地域交通の検討に関する経費</u>	<u>※イ・ロについては、いずれかの実施・経費計上を必須とする。</u>			
	<u>ハ 人材育成に関する経費</u>				

	<u>ニ 関係者との連携体制構築に関する経費</u>					
	<u>ホ 外部専門人材の登用に係る人件費</u>					
<u>(4) 地域交通DX推進タイプ</u>	<u>イ デジタル技術を活用した高度サービスの実装に要する経費</u>		<u>2/3 (ただし、事業実施地域が人口10万人未満の自治体の場合は、当該補助対象経費が500万円以下の部分については定額、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市の場合については、1/2)</u> <u>(上限：1億円)</u>	<u>(4) 日本版MaaS推進・支援事業</u>	<u>イ MaaSの推進に要する経費</u>	<u>2/3 (ただし、人口10万人未満の自治体については、当該補助対象経費が500万円以下の部分については定額、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市については、1/2)</u> <u>(上限：1億円)</u>
<u>(5) 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(直接補助)</u>	<u>事務経費</u>	<u>イ 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費</u> <u>(「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ)</u>	<u>定額</u> <u>(上限：85,000万円)</u>	<u>(5) 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(直接補助)</u>	<u>事務経費</u> <u>イ 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費</u> <u>(「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・実務家等の招聘費・派遣用を含)</u>	<u>定額</u> <u>(上限：79千万円)</u>

	<p><u>の実施における有識者・実務家等の招聘費・派遣用を含む）、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプの実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む）、広告費、その他事業の目的を遂</u></p>			<p>む）、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金（「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む）、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）</p>	
--	--	--	--	---	--

	<p><u>行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）</u></p> <p><u>ロ 補助金の執行事務、補助事業の進捗管理やフォローアップ、補助事業や地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費</u></p>			<p><u>ロ 補助金の執行事務、補助事業の進捗管理やフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費</u></p>	
<p><u>1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。</u></p> <p><u>2. (5)の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。</u></p> <p><u>3. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</u></p> <p><u>4. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</u></p> <p><u>また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記に</u></p>			<p>1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。</p> <p>2. (5)の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。</p> <p>3. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>4. 補助対象経費に係る消費税のうち、<u>仕入控除</u>を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記に</p>		

より消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第16—1
1に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出
するものとする。

より消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第16—1
1に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出
するものとする。

附則別表 2 (令和 8 年 2 月 1 3 日改正附則第 6 条、第 8 条第 2 項、第 9 条、
第 1 0 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項関連)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）、日本国有鉄道改革法（昭和 6 1 年法律第 8 7 号）第 6 条第 2 項に定める旅客会社及び同法第 8 条第 2 項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。）	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（遠隔管理システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1 / 2（当該補助対象経費が 1 0 0 万円以下の部分については定額）
		「交通 D X ・ G X による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体（「交通 D X ・ G X による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組	「交通 D X ・ G X による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2

附則別表 1 (令和 7 年 3 月 4 日改正附則第 2 条、第 5 条第 2 項、第 6 条、
第 7 条第 2 項及び第 7 条第 3 項関連)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）、日本国有鉄道改革法（昭和 6 1 年法律第 8 7 号）第 6 条第 2 項に定める旅客会社及び同法第 8 条第 2 項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。）	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（遠隔管理システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1 / 2（当該補助対象経費が 1 0 0 万円以下の部分については定額）
		「交通 D X ・ G X による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体（「交通 D X ・ G X による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組	「交通 D X ・ G X による地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2

<u>の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</u>			<u>の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</u>		
<u>一般貸切旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</u>	<u>「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u>	<u>1 / 2</u>	<u>一般貸切旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</u>	<u>「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u>	<u>1 / 2</u>
<u>一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</u>	<u>「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u>	<u>1 / 2</u>	<u>一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体(「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。)並びにこれらの者に車両を貸与する者</u>	<u>「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用</u>	<u>1 / 2</u>

海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（ダイヤ最適化システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）	海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（ダイヤ最適化システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
		「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2			「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2
航空	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）	地域公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（販売連携システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）	航空	本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）	地域公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（販売連携システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
		「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2			「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2
1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入				1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入			

控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表3（令和8年2月13日改正附則第6条、第8条第3項、第9条、第10条第2項及び第18条第1項関連）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等（間接補助）	交通DX・GXによる経営改善支援事業費等	旅客自動車運送事業及び道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）並びにこれらの者を構成員に含む団体並びにこれらの者に車両を貸与する者が行う交通DX・GXによる経営改善に要する経費（公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（運行管理システム、配車アプリ等）、デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費）	1/2

附則別表2（令和7年3月4日改正附則第2条、第5条第3項、第6条、第7条第2項及び第15条関連）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等（間接補助）	交通DX・GXによる経営改善支援事業費等	旅客自動車運送事業及び道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）並びにこれらの者を構成員に含む団体並びにこれらの者に車両を貸与する者が行う交通DX・GXによる経営改善に要する経費（公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（運行管理システム、配車アプリ等）、デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費）	1/2
		旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経	1/2

<u>旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる事業等（直接補助）</u>	<u>人件費</u>	<u>補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費</u>	<u>定額</u>
	<u>調査費</u>	<u>補助事業を実施するために必要な調査に係る経費</u>	<u>定額</u>
	<u>事務費</u>	<u>振込手数料、旅費、会議、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費</u>	<u>定額</u>

<u>旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる事業等（直接補助）</u>	<u>人件費</u>	<u>補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費</u>	<u>定額</u>
	<u>調査費</u>	<u>補助事業を実施するために必要な調査に係る経費</u>	<u>定額</u>
	<u>事務費</u>	<u>振込手数料、旅費、会議、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費</u>	<u>定額</u>

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 補助対象事業者は「旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等を行う者に補助金を交付する者」とする。
4. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 補助対象事業者は「旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等を行う者に補助金を交付する者」とする。
4. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。

附則別表4（令和8年2月13日改正附則第6条、第8条第4項及び第9条関連）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公共交通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会	地域の公共交通事業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2）
イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）	地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費	1/2
ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）	地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する経費	1/2
ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸		

附則別表3（令和7年3月4日改正附則第2条、第5条第4項、第6条及び第7条第2項関連）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公共交通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会	地域の公共交通事業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2）
イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）	地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費	1/2
ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）	地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する経費	1/2
ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸		

<p><u>与する者ニ 海上運送法</u> <u>(昭和24年法律第18</u> <u>7号) 第2条第5項に規</u> <u>定する一般旅客定期航路</u> <u>事業(本邦以外の地域の</u> <u>各港間に航路を定めて行</u> <u>うものを除く。)を営む者</u> <u>及びこれらの者に船舶を</u> <u>貸与する者</u></p>			<p>与する者ニ 海上運送法 (昭和24年法律第18 7号) 第2条第5項に規 定する一般旅客定期航路 事業(本邦以外の地域の 各港間に航路を定めて行 うものを除く。)を営む者 及びこれらの者に船舶を 貸与する者</p>		
<p><u>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</u></p> <p><u>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入</u> <u>控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとし</u> <u>る。</u></p> <p><u>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入</u> <u>控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助</u> <u>対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により</u> <u>消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に</u> <u>当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出する</u> <u>ものとする。</u></p>			<p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入 控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとし る。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入 控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助 対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により 消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に 当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出する ものとする。</p>		

附則別表5 (令和8年2月13日改正附則第29条関連)

種目	補助対象経費の区分	補助率
自動車(間接補助)	一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費 ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス・リフト付バス(空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))を除く。)の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額)
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費 ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費(通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)	に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)
	一般乗合客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費 ・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(構造上の理由に	

附則別表1 (令和7年3月4日改正附則第25条関連)

種目	補助対象経費の区分	補助率
自動車(間接補助)	一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費 ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス・リフト付バス(空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。))、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))を除く。)の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額)
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費 ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費(通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)	に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)
	一般乗合客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費 ・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(構造上の理由に	

	<p>より、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p> <p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）</p> <p>一般乗合旅客運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <p>・障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費</p>			<p>より、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p> <p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）</p> <p>一般乗合旅客運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <p>・障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費</p>	
自動車（直接補助）	<p>バリアフリー化設備等整備事業を行う者に対して補助金を交付する事業を行うための以下の経費</p> <p>・補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費</p> <p>・旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費</p>	定額	自動車（直接補助）	<p>バリアフリー化設備等整備事業を行う者に対して補助金を交付する事業を行うための以下の経費</p> <p>・補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費</p> <p>・旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費</p>	定額
<p>(注)</p> <p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする</p>			<p>(注)</p> <p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする</p>		

る。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式4に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 補助対象事業者は「バリアフリー化設備等整備事業を行う者に補助金を交付する者」とする。

4. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。

る。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式4に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 補助対象事業者は「バリアフリー化設備等整備事業を行う者に補助金を交付する者」とする。

4. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。